

◆平成 26 年 5 月 12 日から、入札・契約制度の一部を見直して実施いたします。

① 最低制限価格の導入

本町ではこれまで、公共工事の品質の低下や下請けへのしわ寄せなど建設業の健全な発展を阻害する恐れがあることから、過度の価格競争に対する歯止めをかけるための対策として低入札価格調査制度を実施してまいりましたが、今般、これに加えて最低制限価格を導入します。

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった当該経費の額（消費税を含まない。）に直接工事費 95% 共通仮設費 90% 現場管理費 80% 一般管理費 55% の割合で得た額の合計額とし、工事設計価格（消費税を含まない。）の 90%（千円未満切捨て）を上限とします。

対象となる工事は、遊佐町建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件に関する規程第 2 条に規定する建設工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事）で競争入札に付し、設計価格（消費税を含む。）が 130 万円を超える工事となります。

競争入札の結果、最低制限価格を下回る入札があった時は、当該入札をした者を落札者とせず、予定価格以下で最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。

最低制限価格は、平成 26 年 5 月 12 日以降に執行される公共工事の入札から適用いたします。

なお、最低制限価格の対象とならない建設工事については、これまでと同様に低入札価格調査制度が適用されます。

② 契約保証、前金払、部分払の対象となる金額の引き下げ

「遊佐町契約に関する規則」に規定する前金払・部分払の対象となる金額を、現行の契約金額 500 万円以上から 130 万円以上に引き下げます。

これに合わせ、契約保証の対象となる金額を、現行の契約金額 200 万円以上から 130 万円以上に改正します。

また、建設工事に関する設計業務委託等について、30/100 以内で前金払ができるよう所要の改正を行い、平成 26 年 5 月 12 日以降に契約される公共工事及び関連する設計業務委託等から適用いたします。

○ 問合せ先：総務課財政係 ○TEL：0234-72-5880

○ E-MAIL：zaisei@town.yuza.yamagata.jp